平成28年6月20日

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目７番９号
明豊ファシリティワークス株式会社
代表取締役社長　坂田　明

招集通知記載事項の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成28年６月７日付けでご送付申し上げました当社「第36期定時株主総会招集ご通知」の記載事項に誤りがございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。
なお、修正箇所には二重下線を付しております。

敬具

記

【修正箇所１】　（「第36期定時株主総会招集ご通知」12頁）

（修正前）

（４）取締役及び監査役報酬等の額

（注）2. 各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各監査役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。なお報酬枠については、平成19年6月1日開催の株主総会にて、取締役の月額報酬総額10,000千円以内、監査役の月額報酬総額2,000千円以内で決議いただいております。

（修正後）

（４）取締役及び監査役報酬等の額

（注）2. 各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各監査役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。なお報酬枠については、平成13年6月21日開催の株主総会にて、取締役の月額報酬総額10,000千円以内、平成18年6月28日開催の株主総会にて監査役の月額報酬総額2,000千円以内で決議いただいております。

【修正箇所2】　（「第36期定時株主総会招集ご通知」42頁）

（修正前）

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年６月１日開催の株主総会にて、取締役の月額報酬総額10,000千円以内で決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、今後の経済情勢等諸般の事情も考慮して、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を年額150百万円以内とすること、および、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

（修正後）

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成13年６月21日開催の株主総会にて、取締役の月額報酬総額10,000千円以内で決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、今後の経済情勢等諸般の事情も考慮して、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を年額150百万円以内とすること、および、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものであります。